

工事の保険

工事の保険特約付帯建設工事保険



工事の財物のリスクをしっかりとサポートします。

2020年7月改定



工事にかかわる財物のリスクを、まとめて補償します!

工事の保険では

工事現場または輸送中における保険の対象に生じた不測かつ突発的な事故による損害に対して、保険金をお支払いします。

保険の対象は

- 1 工事の対象物
- 2 工事現場にある工事用の動産
- 3 輸送中の工事用の動産

各財物の明細のご提出は不要です!

保険の対象の範囲

- ①. 保険証券記載の工事の対象物
- ②. ①の工事に付随する仮工事の対象物
- ③. ①または②の工事のために設置または使用される次に掲げる物
 - ア. 工事用材料または工事用仮設材
 - イ. 工事用仮設物、仮設備または仮設建物
 - ウ. 工事用機械、器具または工具およびこれらの部品
 - エ. 什器または備品



これらをまとめて、所有者を問わず補償しますので、保険の手配漏れがありません!

※保険の対象とならない物
①現金、設計図、有価証券など ②登録ナンバーのある自動車

損害保険金のお支払は

1回の事故につき、損害の額に応じて
工事ごとの請負金額を上限にお支払いします!

(注1) 保険期間中の支払回数に制限はありません。
(注2) 主たる工事が土木工事の場合は、1回の事故につき、保険金額(請負金額)または1億円のいずれか低い額が限度となります。

さらに上乗せも可能!

建設用機械、据付機械等を使用される事業者さま、支給材の多い工事を施工される事業者さまに おすすめします!

1回の事故の損害額が、工事ごとの請負金額を超過してしまう可能性のある事業者さまのために、支払限度額の増額コースもご用意しました(工事ごとの請負金額に、1,000万円、5,000万円または1億円を上乗せした額が支払限度額となります)。

請負金額
+1,000万円コース

オプション特約 支払保険金限度額増額特約 (1000万円限度型)

請負金額
+5,000万円コース

オプション特約 支払保険金限度額増額特約 (5000万円限度型)

請負金額
+1億円コース

オプション特約 支払保険金限度額増額特約 (1億円限度型)

作業ミス

130万円



屋根ふき替え工事中に、誤って屋根を破損させた。

50万円



コンボに吊るしたコンクリートブロックを、施工中の外壁に接触させた。

280万円



油タンクの据付工事中、設置後の試運転でエア抜き穴をふさいだ養生を外し忘れ、タンクがへこんだ。

土砂崩れ

505万円



調整池を築造中、大雨によりコンクリートブロック積が損壊した。

盗難

160万円



建物の覆いシートが破られ、倉庫にあった電線やエアコンの銅管が盗まれた。

145万円



新築工事現場にて、リース会社所有の鉄板(仮設物)11枚が盗まれた。

電氣的事故

50万円



ボルト数の違う殺虫器を設置し電流を流したところ、過電流により損傷した。

いたづら

200万円



住宅新築現場において、生ごみを投げ入れられ、床が汚損した。

風災

100万円



強風で足場が倒れ、屋根の破風(はふ)板が破損した。

55万円



強風で仮設事務所が転倒し、什器・備品が損害を被った。

水災

65万円



雨水が工事現場敷地内に集中し、施工中の貯留槽タンクが浮き上がり、再施工した。

火災

4,010万円



新築工事中の建物より不審火。キッチン、和室が焼損し、建物消火による水濡れが発生した。

設計、製作の欠陥

65万円



設計ミスにより試運転時に熱交換器が破裂した。

漏水

110万円



住宅一棟改修工事中に排水管を破損させ、漏水により施工済みの壁と床に損害が生じた。

雪災

185万円



建設現場にて鉄骨を養生するためのネットが雪の重みで切断され、鉄骨に損害が発生した。

車両の衝突

230万円



建築現場に車両が飛び込み、ブロック塀・材料の木材が破損した。

主たる工事が土木工事の場合は、自己負担額があります。詳細は5ページをご参照ください。

保険金をお支払いできない主な損害

- 保険契約者、被保険者等の故意、重大な過失、法令違反
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み・漏入、寒気・霜または氷、温度変化・湿度変化による膨脹・縮小、凍結
- 地震・噴火またはこれらによる津波、保険金額が15億円以上の工事において生じたテロ行為等
- 損害発生後その日を含めて30日以内に知ることができなかった盗難の損害
- 工所用仮設材として使用される矢板、くい、H型钢もしくはその他これらに類する物の打込みまたは引抜きの際において生じた曲損・破損・引抜き不能
- 保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化
- 荷造りの欠陥に起因して生じた損害
- 掘削工事に伴う余掘り・肌落ち
- 切土法面、盛土法面、整地面、自然面の肌落ち・浸食
- 芝、樹木その他の植物に生じた損害(火災によって7日以内に枯死した場合は支払対象)
- 舗装工事・これに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れ、その他これらに類する損害
- コンクリート部分のひび割れ・強度不足の損害(不測かつ突発的な外来の作用によるものは支払対象)
- 工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害
- 工事の完成期限または納期の遅延、能力不足その他の理由による債務不履行により、損害賠償責任を負担することによる損害
- 工所用機械のベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ハンマー部分、フォーク、ドリル、バケット、ショベル等の歯または爪に相当する部分、ケーシングチューブ等の消耗品または消耗材に生じた損害(火災、破裂または爆発によって生じた損害および保険の対象の他の部分と同時に生じた損害ならびに他の部分から取りはずして保管している間に生じた損害は支払対象)
- 湧き水の止水または排水費用
- 排水口等に流入した土砂、水、岩石、草木等を除去する費用(不測かつ突発的な事故により保険の対象である排水口等に損壊が生じた場合は支払対象)
- 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用 など

お引受けできない工事については、6ページをご参照ください。

主なオプション（特約）

メンテナンス期間に関する特約

工事物件引渡し後のリスクを補償します！

この特約で補償される損害

例① 引渡し後の請負契約に基づくメンテナンス作業のミスによる事故

リフォーム
工事後
1ヶ月…



扉の調子が
悪いみたい。
見てもらえる？

メンテナ
ンス作業
を行っ
たら…



メンテナンス作業中に扉を工具で破損してしまった。

例② 工事中の作業ミスにより引渡し後に発生した事故

太陽光パネル
設置後
2ヶ月…



住宅の屋根に設置した
太陽光パネルが
落下したんだけど
直してくれない？

状況を確認して
みたら…



工事中の架台の取付ボルトの締め付けがゆるかったことが原因で引渡し後にパネルが落下し損傷した。

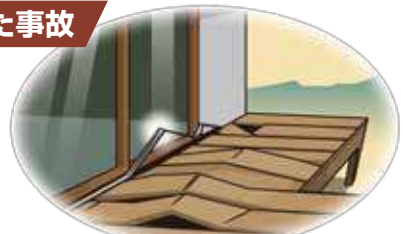
例③ 設計、材質、製作のミスにより引渡し後に発生した事故

新築住宅
引渡し後
1ヶ月…



ウッドデッキと
隣接するサッシが
壊れたんだけど…

状況を確認して
みたら…



ウッドデッキの材料の選定を誤り、想定以上に膨張したため、固定したビス部分が損壊、施工した建物のサッシも損傷した。

工事が完了し、引渡し後…

工事物件引渡し後、これらの事故を**最長2年間補償**できます！

（請負契約書の保証期間が限度となります。）（※自己負担額10万円）

保険金をお支払いできない主な損害

- 基本補償で保険金をお支払いできない損害（2ページ「保険金をお支払いできない主な損害」をご参照ください。）
- 被保険者が、法律上または工事の請負契約において、発注者に対し自己の費用で復旧すべき責任を負わない損害
- 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前に既に知り、もしくは重大な過失により知らなかった保険の対象の設計、材質、製作または施工の欠陥に起因する事故によって生じた損害
- 消耗、摩耗、腐食、浸食もしくは劣化の損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害

など

その他の特約

臨時費用保険金補償対象外特約

保険料を**10%割引!**

基本補償および「メンテナンス期間に関する特約」について臨時費用保険金を補償対象外とする特約です。

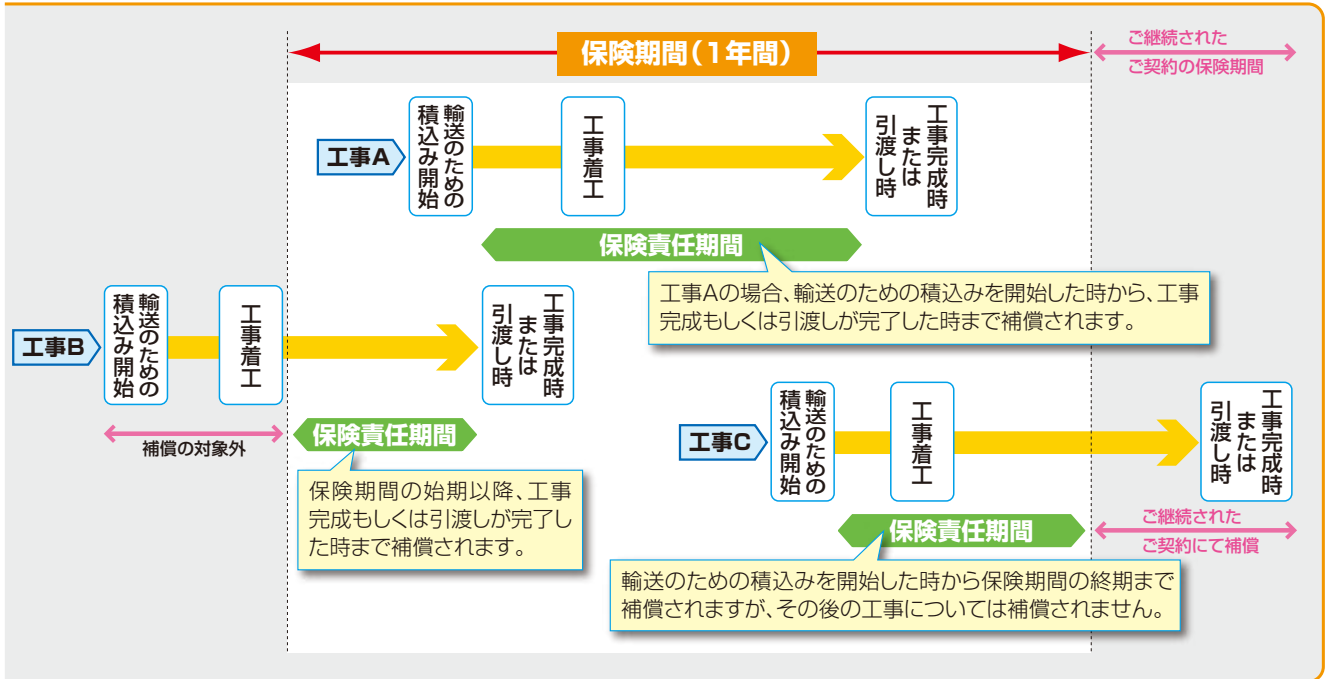
契約方式について

以下の2種類の契約方式からお選びください。

おすすめ!

包括契約方式

お引受けできない工事の種類(6ページ参照)を除き、保険期間中に施工されているすべての工事を包括して補償の対象とします。個々の工事ごとに保険契約を締結する必要はありません。



ここがポイント ▶ **面倒な手続きは不要!**

ご契約時の確認も簡単!

Step1

直近の決算期の完成工事高総額と主に行われる工事の種類の確認だけで保険料をお見積りできます。

Step2

ご契約後も簡単!

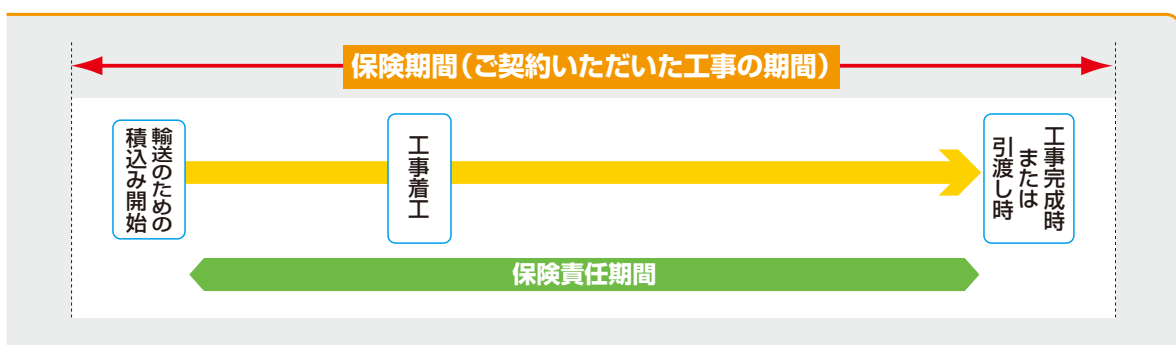
保険期間中に施工されている工事は、すべて対象となりますので、保険の手配漏れもなく工期の変更や請負金額の変更等のご通知も必要ありません。

ここがポイント ▶ **さらに保険料の割引も!**

包括契約割引 **10%** が適用されます。

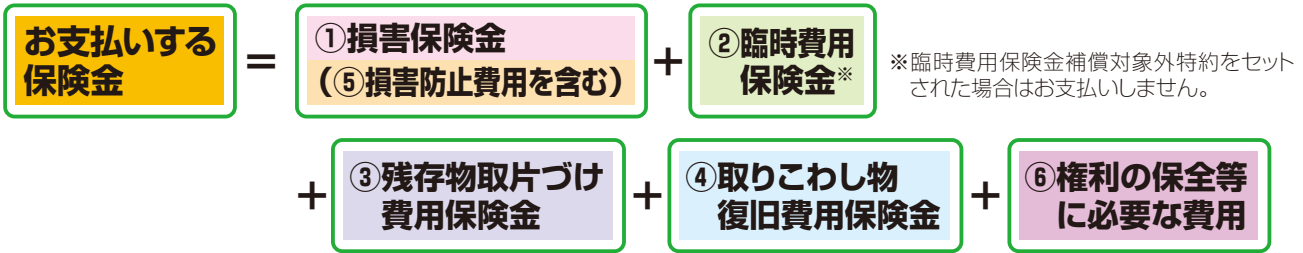
スポット契約方式

個々の工事ごとにご契約いただく方式です(お引受けできない工事の種類(6ページ参照)に掲げる工事や土地造成工事などはお引受けに制限があります。)。包括契約方式とは異なり、保険期間中に工期等の変更がある場合はご通知等が必要となります。



お支払いする保険金

基本補償でお支払いする保険金は、次のとおり工事業者の皆さまのリスクに幅広く対応できる内容となっています。



保険金の種類	概要	お支払いする保険金の額	お支払いする保険金の上限額
①損害保険金	<p>復旧費をお支払いします。</p> <p>復旧費</p> <p>損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用で次の費用を算入した金額</p> <p>A.割増運賃、割増賃金 ・急行貨物割増運賃(航空貨物運賃を除きます) ・残業・休日勤務、夜間勤務による割増賃金</p> <p>B.地盤注入費用 ・損害が生じた保険の対象の復旧に直接必要な地盤注入費用(ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。)</p>	<p>次の計算式により算出した額を損害保険金としてお支払いします。</p> $\text{復旧費}^{*1*2} - \text{自己負担額}^{*3} = \text{損害保険金}$ <p>※1 損害が生じた保険の対象に残存物がある場合はその金額を損害の額から差し引きます。</p> <p>※2 次に掲げる物については、時価額により算出します。 ・工所用仮設材 ・工所用仮設物、仮設備または仮設建物 ・工所用機械、器具または工具およびこれらの部品 ・什器または備品</p> <p>※3 主たる工事が土木工事の場合の自己負担額は、事故内容に応じて以下のとおりとなります。 ・火災、落雷、破裂・爆発：保険証券記載の自己負担額 ・盗難：10万円または保険証券記載の自己負担額のいずれか高い額 ・その他：50万円または保険証券記載の自己負担額のいずれか高い額</p>	<p>1回の事故につき、保険金額(請負金額)を上限とします。ただし、次の場合にはお支払いする保険金が削減されます。</p> <p>※主たる工事が土木工事の場合は、1回の事故につき、保険金額(請負金額)または1億円のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>包括契約方式の場合</p> <p>弊社にご申告いただいた完成工事高総額が、契約者の故意または重大な過失により、実際の金額よりも不足していた場合、その不足割合に応じて保険金が削減されます。</p> <p>スポット契約方式の場合</p> <p>保険金額が請負金額よりも不足していた場合、その不足割合に応じて保険金が削減されます。</p>
②臨時費用保険金	<p>上記①損害保険金が支払われる場合に、臨時に発生する費用に対して保険金を支払います。</p>	<p>上記①損害保険金の20%に相当する額をお支払いします。</p> <p>例 建設用機械が事故により損壊したため、再度購入。損害保険金は時価額でしか支払われないが、臨時費用保険金が支払われた。</p>	<p>1回の事故につき、500万円を限度とします。</p>
③残存物取片づけ費用保険金	<p>上記①損害保険金が支払われる場合に、事故後の残存物の解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して保険金を支払います。</p>	<p>実際に要した額をお支払いします。</p> <p>例 工事現場に保管してあった資材が放火されて焼失。残った燃えカスを撤去する費用が発生した。</p>	<p>1回の事故につき、上記①損害保険金の10%を限度とします。</p>
④取りこわし物復旧費用保険金	<p>上記①損害保険金が支払われる場合に、保険の対象以外の物の取りこわしを必要とするとき、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用に対して保険金を支払います。</p>	<p>実際に要した額をお支払いします。</p> <p>例 給油タンクの設置工事を行ったが、事故により給油タンクが破損、取り替えのために据付けた基礎部分を取りこわす費用が発生した。</p>	<p>1回の事故につき、300万円を限度とします。</p>
⑤損害防止費用	<p>損害の発生および拡大防止のために要した必要かつ有益で弊社が認めた費用をお支払いします。</p>	<p>実際に要した額をお支払いします。</p> <p>例 建築中の家に車両が突っ込み、柱が倒壊。放置するとその他の壁なども倒壊する恐れがあったため、応急工事を行った際に費用が発生した。</p>	<p>支出された費用は、①の復旧費に含めて損害保険金をお支払いします。</p>
⑥権利の保全等に必要費用	<p>当会社が代位取得する損害賠償請求権の保全、行使等のために当社にご協力いただくために必要な費用</p>	<p>実際に要した額をお支払いします。</p> <p>例 工事現場の隣りのビルから出火し、建築中の建物に延焼。出火原因は店舗の天ぷら油による火災であったため、賠償請求を行うための費用が発生した。</p>	<p>上限はありません。</p>

お引受けできない工事の種類

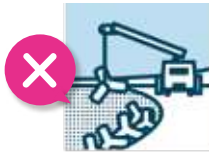
1つの請負工事のうち、**請負契約金額の最も大きい割合を占める工事**が、次に掲げる工事に該当する場合は、お引受けできません。(包括契約方式の場合、これらの工事は補償の対象となりません。)

①港湾工事



防波堤、棧橋、岸壁、ドックの新設・改修工事および港湾にかかわる類似の工事(これらに付随する工事を含みます。)

②海岸工事



防波堤、離岸堤、突堤等の新設・改修工事、護岸工事、堤防工事、埋立工事および海岸にかかわる類似の工事(これらに付随する工事を含みます。)

③ダム工事



ダム(治水または砂防などの目的で水を溜めるために河川・渓谷などを横切って築いた工作物をいいます。)の新築・改修工事およびダムにかかわる類似の工事

④道路トンネル・鉄道トンネル工事



道路トンネル、鉄道トンネル等の新設・改修工事およびこれらにかかわる類似の工事

▶上記①～④の工事以外にお引受けできない工事

⑤保険金額が30億円を超える工事



(包括契約方式の場合、当該工事は補償の対象となりません。)

⑥海外の工事



日本国外で施工される工事

統合賠償責任保険「ビジサポ」のご案内

工事による第三者への賠償事故、既存の設備・建物の損壊による賠償事故については、工事の保険では補償できません。これらの賠償事故につきましては、弊社の統合賠償責任保険「ビジサポ」も併せてご契約いただくことにより補償いたします。

用語の説明

- 1回の事故** ▶ 台風、暴風雨、高潮、洪水、内水氾濫、雹災、雪災、降雨またはこれらに類似した事由によって生じた事故は、それぞれ保険期間中72時間以内に生じた事故を1回の事故とみなします。
- 請負金額** ▶ 請負契約における税込の請負金額をいいます。ただし、保険の対象とならない工事の金額が算入されている場合は、その金額を差し引きます。
- オプション特約** ▶ 基本補償の補償範囲を拡大または縮小する特約、あるいは基本補償の内容を補足または変更する特約をいいます。
- 完成工事高総額** ▶ 保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)において、保険証券記載の被保険者が行ったすべての対象工事の完成工事高の合計額(税込)をいいます。
- 工事現場** ▶ 保険証券記載の工事現場をいい、そこから離れた場所に、保険証券記載の工事専用の現場事務所、宿舍、倉庫等の工事用仮設建物または資材置場が設けられる場合は、それらが設けられた場所を含みます。
- 時価額** ▶ 再調達価額から、経過年数や使用・消耗による減価分を差し引いた金額をいいます。
- 自己負担額** ▶ 免責金額のことをいいます。基本補償・オプション特約で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、ご契約者または被保険者に自己負担していただく額をいいます。
- 主たる工事** ▶ 1つの請負工事のうち、請負契約金額の最も大きい割合を占める工事をいいます。
- 水災** ▶ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ・落石等をいいます。
- 雪災** ▶ 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩等をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- テロ行為等** ▶ 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張をする団体・個人またはこれと連帯するものが行う暴力的行動等をいいます。
- 土砂崩れ** ▶ 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
- 土木工事** ▶ 主たる工事が次のいずれかに該当する工事
① 上下水道、地下構築物・基礎工事 ② 土地造成・地盤改良・埋立・河川・港湾・海岸・ダム工事 ③ 道路(道路舗装を除く)・鉄道工事、道路トンネル・鉄道トンネル工事 ④ ①から③までの工事に類似の工事または土木工作物を建設する工事
- 被保険者** ▶ 保険の補償を受けられる方のことをいいます。工事の保険においては、特別な約定がない限り、保険証券記載の被保険者のほか、対象工事におけるその被保険者の下請人、発注者および保険の対象の所有者等が自動的に含まれます。
- 風災** ▶ 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
- 保険期間** ▶ 保険契約のご契約期間をいいます。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないため、保険金は支払われません。
- 保険金額** ▶ ご契約金額のことをいいます。包括契約方式の場合は、保険の対象となる工事それぞれの請負金額となります。スポット契約方式の場合は、保険証券記載の工事の請負金額となります。
- 保険契約者** ▶ 自己の名前で保険会社に対し保険契約の申込をする人のことで、契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。
- 保険責任期間** ▶ 保険会社が保険金の支払責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にかぎり、保険会社は保険金を支払います。
- 輸送中** ▶ 工事現場等への輸送の目的をもって、陸上輸送用具に保険の対象の積み込みを開始した時から工事現場等で荷卸しを完了するまでの陸上輸送中をいいます。

告知義務と通知義務について

●ご契約締結時にご注意いただきたいこと(告知義務)

ご契約者または被保険者には、告知事項(申込書に★または☆印で示した事項)について、弊社にお申出いただく義務(告知義務)があります。申込書に記載されたこれらの事項の内容が事実と異なっている場合には、契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

主な告知事項

(契約方式共通)この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約の有無(有の場合はその内容)
(包括契約方式の場合)直近の決算期における完成工事高総額 等

●ご契約締結後にご注意いただきたいこと(通知義務)

ご契約者または被保険者には、ご契約締結後、次の事項に変更が生じた場合において遅滞なく弊社にお申出いただく義務(通知義務)があります。変更のご通知をいただきませんと、契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、保険証券記載の住所または通知先に変更がある場合に、通知いただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことがありますので、これらの変更につきましても必ず弊社へご連絡ください。

主な通知事項

(契約方式共通)保険証券記載の被保険者の変更
(スポット契約方式の場合)工事の追加、変更、中断、再開または放棄 等

●事故の通知について

この保険で補償される事故が生じた場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社へご連絡ください。

- ①事故の状況 ②事故発生日時、事故場所 等
●サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474 (受付時間:24時間・365日)

●保険金の請求に必要な書類等について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

- ①保険金の請求書 ②損害見積書 ③請負金額の内訳書 等

●保険金をお支払いする時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取り付けを完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払い時期を延長させていただくことがあります。

- ①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 等

*このパンフレットは工事の保険(工事の保険特約付帯建設工事保険)のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、実際のご契約内容は申込書等をご確認ください。特にご注意ください事項を、重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

*取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

*保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご連絡ください。(お支払方法によっては、領収証の発行を省略することがあります。)

*複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

*保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会いただくかご契約の約款をご参照ください。

*弊社はお預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取り扱いについて」をご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474
24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。